

第 52 回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラム 出張報告

令和元年 12 月 18 日
個人情報保護委員会

令和元年 12 月 2 日 (月) 及び 3 日 (火)、フィリピン (セブ) において開催された第 52 回アジア太平洋プライバシー機関 (Asia Pacific Privacy Authorities: APPA) フォーラム (以下「本フォーラム」という。) に、成川専門委員及び事務局が参加した。本フォーラムで採択された声明文 (Communique) の概要は資料 1-2 のとおりである。また、本フォーラムにおいて、特に当委員会が関与した箇所は、①及び②のとおりである。

①Members only Session (参加者は、正式メンバー及びその他の関係データ保護機関のみ)

当委員会から、「ジュリスディクションレポート」の議題のうち、「法改正、法制度の進展」のセッションにおいて、個人情報保護法の「いわゆる 3 年ごと見直し」について説明し、「捜査及び執行」のセッションにおいて、当委員会による執行活動について報告した。

②Broader Session (参加者は、正式メンバー、その他の関係データ保護機関及び民間企業等のゲストスピーカー)

当委員会から、「GDPR コンプライアンスのアップデート」の議題において、日 EU 間の円滑な個人データ移転枠組み及び現在行っている信頼性の確保された自由な個人データの越境流通にかかる枠組み構築に向けた取組について説明した。

※本フォーラムについて

アジア太平洋地域のデータ保護機関により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換をすることを目的として、年 2 回 (春と秋) 開催。当委員会は 2014 年からオブザーバー参加、2016 年 6 月末に正式メンバーとなった。